

都道府県レクリエーション協会 担当 様

平素は大変お世話になっております。スポーツ庁より情報共有に関する連絡がありましたのでご連絡致します。貴協会・貴団体におかれましても 関係各所への周知をお願い頂きたく、宜しく願い申し上げます。

内容は下記の通りです。

(以下原文)

=====

8月25日に決定された緊急事態措置を実施すべき区域の拡大等を受けまして、スポーツ庁より添付の通り事務連絡を発出いたします。

内容について御了知いただき、関係機関等への周知をよろしく願います。

お手数おかけしますが、どうぞよろしくお願い致します。

公財) 日本レクリエーション協会

以下添付文書

事務連絡 令和3年8月26日 (重要) 本事務連絡は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号) 第32条第3項の規定に基づき、8月25日(水)に決定された緊急事態措置を実施すべき区域の拡大等に係る事項について周知するものです。関係者に周知願います。

独立行政法人日本スポーツ振興センター 公益財団法人日本スポーツ協会 公益財団法人日本オリンピック委員会 御中 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 各スポーツ関係団体

スポーツ庁政策課

8月25日に決定された緊急事態措置を実施すべき区域の拡大等について令和3年8月25日に、第75回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、新規陽性者数が過去最大の水準を更新し続けており、その増加傾向が著しい地域が見られることなどから、8月27日以降については、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域として茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県及び沖縄県に加え、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県を追加する変更を行うとともに、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月27日から令和3年9月12日までの17日間とすることが決定しました。

また、同じく令和3年8月25日に、8月27日以降については、法第31条の4第3項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域から北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県を除外し、高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県を追加する変更を行うとともに、高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月27日から令和3年9月12日までの17日間とする旨の公示が行われました。さらに、上記を踏まえ、同本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）の改正が行われております。改正された対処方針には、スポーツに関わる事項も含まれており、主に今般の対処方針の改正により新たに追加・変更された事項を中心に、以下の通りお示しいたします。

## 二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

⑦ 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践と科学的知見等に基づく進化を促していく。特に、B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）に置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることを踏まえ、業種別ガイドラインの改訂を行うことを促す。

加えて、同日付で各都道府県知事等宛に「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」が発出されております。その中には、以下の通りスポーツに関わる事項も新たに示されております。

4. 昨今の感染状況及び最新のエビデンスを踏まえた業種別ガイドラインの改訂並びに遵守・徹底等について①感染力の強いデルタ株を前提とした業種別ガイドラインの改訂等 関係各府省庁においては、B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）に置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることを踏まえ、基本的対処方針二⑦等に基づき、各業界等に対し、業種別ガイドラインの改訂を行うことを促すとともに、業種別ガイドラインの遵守・徹底に向けた適切な助言、クラスター発生時の適切な対応、PDCAサイクルの構築等、感染防止策の徹底に向けた取組を継続されたい。

各団体におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、各都道府県からの要請等の内容に十分に御留意いただき、引き続き、各事業者・業界において定められた業種別ガイドライン等に基づきながら、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。また、本件について、下記参考情報とあわせ、加盟・登録団体に対しても周知いただくようお願いいたします。また、「5月28日に決定された緊急事態措置を実施すべき期間の延長等について」（令和3年5月28日付スポーツ庁政策課事務連絡）でも周知しましたが、国際競技力の強化のためのスポーツ医・科学の中核拠点であるとともにトップアスリートの活動拠点であるハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）については、限られたトップアスリートのみが高度で専門的なトレーニングを行う施設であり、感染症対策を徹底した上で施設利用を継続することとしています。さらに、HPSCにおいては、従前より、メディカルやコンディショニング（心理、栄養等）に関するトップアスリートに対

しての電話やインターネットを活用した相談業務を実施しているほか、以下の URL において、新しい生活様式を踏まえた各競技団体・アスリート向けの各種情報を提供しているところであり、是非ご活用ください。

○ 「New STYLE with HPSC COVID-19 に係る取り組み～これまでとこれから～」  
<https://www.jpnsport.go.jp/hpsc/tabid/1715/Default.aspx>